

# 地域生活支援拠点 緊急時のための登録書

登録日 年 月 日

フリガナ				生年月日	年	月	日	歳
氏名								
住所	〒				電話番号			
					携帯番号			
障がい・疾病の状況								
障害者手帳の有無	無・有		身体	級	療育	A・B	精神	級
現在利用中の 障害福祉サービス (相談支援事業所も 含む)					障害支援 区分	区分( ) ※ない場合は「なし」と記入		
家族 状況	氏名	続柄	生年月日	職業・連絡先等				
登録理由								
緊急時に利用を希望する施設 ※「清水町地域生活支援拠点事業のご案内」参照 ※希望がない場合は「希望なし」に○をしてください。								
第1希望		第2希望		第3希望		希望なし		
食事の支援		必要・自立(必要な場合、具体的に)						
食事形態		普通・一口大・刻み・特別食( )						
アレルギー		あり・なし(ありの場合、具体的に)						
金銭管理の支援		必要・自立(必要な場合、具体的に)						
服薬管理の支援		必要・自立(必要な場合、具体的に)						
通院している医療機関		※緊急時に「お薬手帳」は重要な情報ですのでお手元にて管理願います。						
排泄の支援		必要・自立(必要な場合、具体的に)						
生活の様子		日中(過ごし方等)		夜間(就寝時間、普段の様子等)				
その他配慮してほしいこと								

上記の内容について、地域生活支援拠点事業所内で情報共有することに同意します。この個人情報は地域生活支援拠点の目的以外には使用致しません。

本人氏名

(保護者代筆可)

- (1)原本は町保管し、コピーをご本人にお渡しします。「もしも」の時まで無くさないように保管してください。  
 (2)この登録は、短期入所事業所と契約した時点で原則解除となります。  
 (契約後は通常の障害福祉サービスとして対応しますが、状況により解除としない場合もあります))

## 清水町地域生活支援拠点事業のご案内

地域生活支援拠点とは、障害者の方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、町と関係機関が協定を締結し、障害のある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。ご家族の方の病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて、関係機関で行き先探しをお手伝いします。

### 「もしも」に備えるお手伝い

#### ① 相談支援

障害のある方の状態や周りの状況を相談支援専門員が相談を受け、「もしも」に備えたサービス利用と総合調整を行います。

#### ② 体験の機会・場

「もしも」の緊急時に備え、慌てないように事前に1人暮らしの体験のためのショートステイを利用できます。

#### ③ 緊急時の受け入れ・対応

緊急時、一時的な受け入れ施設（ショートステイ）の調整を行います。

### 緊急時の受け入れ施設（ショートステイ）

法人名	事業所名	住所	電話番号	主な受入障害
NPO法人 にじのかけ橋	ヘルプ久米田	清水町久米田 149-1	991-2300	身体障害・知的障害 精神障害 (一部車いす不可)
	ヘルプ柿原	沼津市下香貫柿原 2844-5	919-7416	
	ヘルプみしま	三島市平田 157-4	939-7135	
静岡医療センター	さくら病棟	清水町長沢 762-1	975-2000	重症心身障害者・児
社会福祉法人 聖家族の園	希望のわだち柿田	清水町柿田 184-2	972-8788	身体障害
社会福祉法人 共済福祉会	伊豆ライフケアホーム	函南町平井 717-2	978-0811	身体障害 身体障害児
ソーシャルインクルー ル株式会社	ソーシャルインクルー ホーム清水町	清水町徳倉 981-1	957-2866	身体障害・知的障害 精神障害
	ソーシャルインクルー ホーム三島長伏	三島市長伏 5-1	977-0300	

### 登録できる方

以下のいずれかに該当する65歳未満の方で、緊急時の生活の維持に不安がある方

- ① 町内に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 自立支援医療受給者証をお持ちの方
- ③ 指定難病など、障害者総合支援法の対象疾患に罹患している方
- ④ その他町が特に必要と認めた方

### **登録から利用まで** 緊急時に慌てないように、事前登録をお願いします

- ① まずは、担当の相談支援専門員と緊急時の生活維持について検討した後、登録が必要であれば「地域生活支援拠点 緊急時のための登録書」に必要事項を記入し、担当の相談支援専門員又は清水町役場に提出します。
- ② 緊急時の利用登録者リストに登録されます。
- ③ 「もしも」のときに事業所も本人も慌てないように情報共有をします。
- ④ 緊急なことが起こったときは、担当の相談支援専門員又は清水町役場に連絡してください。一時的な受け入れ施設の調整を行います。

### **その他**

- ① 事業所との契約は緊急なことが起こったとき（実際に利用するとき）に行います。
- ② 当日の定員状況により、希望の施設の利用ができない場合があります。その場合は他の事業所を探します。
- ③ 就労支援事業所や生活介護事業所を利用している方は、緊急時の日中（月～金）は、普段通っている就労支援事業所や生活介護事業所を利用します。
- ④ 緊急時が土日や夜間帯で、担当の相談支援事業所が休みの場合は清水町役場が連絡先になります。（※ただし、内容によっては対応できない場合があります。）

### **町内指定特定相談支援事業所**

法人名	事業所名	住所	電話番号
社会福祉法人 清水町社会福祉協議会	相談支援事業所ゆうすい	清水町堂庭 221-1	981-1673
株式会社 駿東ドリームビレッジ	ドリームリード駿東	清水町堂庭 89-5	939-8888
株式会社 大鳥居介護支援事業所	大鳥居介護支援事業所	清水町徳倉 1566-2	933-3707

### **問い合わせ先**

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1

清水町役場 福祉介護課 障害福祉係

電 話 055-981-8204

F A X 055-973-1959

メール [shogaifukushi@town.shizuoka-shimizu.lg.jp](mailto:shogaifukushi@town.shizuoka-shimizu.lg.jp)